

## NO！核のゴミ 高レベル放射性廃棄物の最終処分を考える東京集会

### 北海道幌延町「深地層研究センター」に対する北海道のとりくみ

2014/2/3 18：30～ 日比谷図書文化館

北海道平和運動フォーラム 事務局長 長田 秀樹

#### I 北海道幌延町の核関連施設誘致の主な経緯について

1982年 3月	幌延町が低レベル放射性廃棄物貯蔵施設誘致を表明
1984年 4月	動燃が高レベル放射性廃棄物貯蔵・研究施設（貯蔵工学センター）建設公表
7月	横路孝弘知事が誘致反対を表明
1985年 11月	動燃が抜き打ち現地踏査を強行 ※ 11.23 幌延デー北海道集会
1990年 6月	道議会が反対決議を可決、横路知事・計画撤回を科学技術庁に要請
1995年 4月	堀達也知事が貯蔵工学センター白紙撤回を公約し当選
1998年 2月	科技庁が道に深地層研究所建設を新提案
10月	動燃が核燃料サイクル開発機構に改組
2000年 5月	地層処分を定めた法律が成立
	幌延町議会が「核抜き」前提に深地層研究推進条例を可決
10月	放射性廃棄物は「受け入れ難い」との道条例を可決
11月	幌延町、道、核燃機構が「核抜き」三者協定調印
2001年 4月	幌延深地層研究センターが開所
2003年 7月	深地層研究センター地下研究施設用地造成工事に着工
2005年 4月	幌延深地層研究センターの地上施設建設工事に着手
11月	幌延深地層研究センターの地下施設・「ゆめ地層館」の建設工事に着手
2007年 6月	深地層研究所のPR館「ゆめ地層館」開館
2009年 2月	「原子力環境整備促進・資金管理センター（原環センター）」と「深地層研究センター」の共同研究として「地層処分実規模整備事業」を実施
2010年 4月	地層処分実規模試験施設が開館
2012年 1月	地下で掘削中の立坑が 300 ㍎に達する
5月	地下施設深度 350 ㍎の調査坑道が貫通
2013年 2月	深地層研究センターが「基準超ガス・異常増水」を公表せず（2/6 発生、2/14 一部報道により公表）
3月	NUMO の山路亨理事長が「候補地選定では道内も対象になる」と発言
7月	文科省が幌延深地層研究センターと瑞浪超深地層研究所について、「研究をどちらかに集約・統合し、一方の施設を廃止する」方針を発表
	深地層研究センターが 2014 年度に「廃棄物を模した熱源を地下坑道に埋設する試験」の実施を公表
2013年 8月	東立坑・西立坑・換気立坑 350.5 ㍎、深度 350 ㍎調査坑道 614.4 ㍎
9月	道が文科省・原子力開発機構に「地層処分に関する研杞憂開発の着実な推進」を要請
12月	幌延町が文科省に「地下 500 ㍎以深の試験坑道の建設」を要請

## II 「核抜き道条例」と「三者協定」について

### 1. 北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（2000年10月24日施行）

北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み個性ある文化を育んできた。一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生じる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点ではその処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、**特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。**

### 2. 幌延町における深地層の研究に関する協定書（2000年11月16日）

（いわゆる「三者協定」、北海道知事・幌延町長・核燃料開発機構理事長）

第2条 研究実施区域に、研究期間中はもとより研究終了後においても、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。

第3条 深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、又は貸与しない。

第4条 深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設は埋め戻すものとする。

第5条 当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しない。

（質問）北海道平和運動フォーラム 2002/3/15 付

「協定書第4条の『閉鎖』とは、地上及び地下施設等の『解体撤去・撤退』を意味することを、再確認したいが解答されたい。」

（回答）核燃機構（幌延深地層研究センター）2002/5/9 付

「深地層の研究終了後は、立坑の櫓や付属施設、建屋の解体撤去により地上の研究施設を閉鎖し、また、地下施設は埋め戻します。」

### 3. 幌延町における深地層の研究に関する協定書に係る確認書（2000年12月8日）

（北海道経済部資源エネルギー課参事・幌延助役・核燃料開発機構総務・立地部長）

2(2) 「放射性廃棄物を持ち込まない、使用しない」ということは、放射性廃棄物の最終処分場や中間貯蔵施設にしないということと、研究のために使用することもないということである。

4 第4条について、深地層の研究終了後、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すのは、最終処分場、中間貯蔵施設へ転用しないことを明確にするためのものである。

5 第5条について、サイクル機構は深地層の研究を行う機関であり最終処分の実施主体ではないことは明らかであるが、サイクル機構として最終処分場にする意思がないことを表したものである。中間貯蔵施設については、サイクル機構が協定当事者として当然守らなければならないものである。

### Ⅲ 北海道のたたかいについて

#### 1. 北海道への核の持ち込みは許さない！11.23 幌延デー北海道集会

- (1) 日 時 毎年 11 月 23 日 (祝) 13:00～  
※1985 年 11 月 23 日に動燃が現地踏査を強行、翌年より開催し 28 回目。
- (2) 会 場 天塩郡幌延町共進会場 (屋外集会)
- (3) 主 催 北海道平和運動フォーラム
- (4) 内容例 (2013/11/23)  
主催者挨拶／連帯挨拶 (平和フォーラム) ／来賓挨拶 (民主党・社民党他) ／大間原発  
反対闘争 (小笠原厚子) ／幌延現地監視報告／団体決意表明 (生活クラブ他) ／集会決  
議／シュプレヒコール／団結がんばろう／幌延町内デモ行進
- (5) スローガン
  - ① 地層処分反対！北海道のすべての地域で放射性廃棄物の最終処分、核持ち込みを拒  
否しよう！
  - ② 泊原発再稼働反対！大間原発の建設撤回！すべての原発を廃炉にしよう！
  - ③ ストップ核燃料サイクル！高速増殖炉「もんじゅ」廃炉！六ヶ所再処理工場建設・  
運転阻止など全国の仲間と連帯して闘おう！

#### 2. NO！核のゴミ 幌延の最終処分地を許さない北海道集会

- (1) 日 時 2013 年 9 月 7 日 (土) 13:00～
- (2) 会 場 天塩郡豊富町町民センター
- (3) 主 催 北海道平和運動フォーラム
- (4) 内 容 主催者挨拶／講演「行きづまった原発政策の終焉」(鎌田慧さん) ／決意表  
明／集会アピール／デモパレード

#### 3. さようなら原発 1000 万人アクション北海道

- (1) 呼びかけ人  
倉本 聰 (脚本家)、雨宮処凛 (作家・活動家)、小野有五 (北海道大学名誉教授)  
麻田信二 (生協連会長・元北海道副知事)、西尾正道 (北海道がんセンター名誉院長)
- (2) めざすもの
  - ① 泊原発の廃炉、「再稼働」断念を求めます。
  - ② 青森県・大間原発の建設中止を求めます。
  - ③ 「幌延深地層研究計画」の「核抜き条例」および「三者協定」の順守と道内すべての  
自治体において高レベル放射性廃棄物最終処分場の受け入れを拒否します。
  - ④ 脱原発を実現し、自然エネルギー中心の社会をめざします。
- (3) とりくみ
  - ① さようなら原発 1000 万人アクション in 北海道 (2012/2/18 結成集会)
  - ② さようなら原発北海道 1 万人集会 (2012/10/13)
  - ③ STOP！泊原発の再稼働！さようなら原発北海道集会 in いわない (2013/10/5) など
  - ④ 原発のない北海道の実現を求める『全道 100 万人』署名 (実施中)

## IV 中央要請行動の報告について

### <要請先>

経済産業省

文部科学省

日本原子力研究開発機構

原子力発電環境整備機構 (NUMO)

### <要請事項>

1. 日本学術会議が「日本列島に安定した地層はなく、現在の最終処分を見直す」と提言したように、地震国日本において、10 万年間も監視が必要な、核廃棄物の存在を後の世代に知らせることができない「地層処分」は直ちに断念し、幌延町における「深地層研究計画」を中止すること。
2. 北海道および幌延町、核燃料サイクル機構（当時）において締結された「幌延町における深地層の研究に関する協定書（「三者協定」）」を遵守すること。  
また、「三者協定」に関して、以下の事項を再度、明らかにすること。
  - (1) 研究期間中や研究終了後においても、放射性核廃棄物を持ち込むことや使用することはしないこと。
  - (2) 研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設は埋め戻すこと。
  - (3) 幌延の深地層研究センターを将来とも、放射性廃棄物の最終処分場としないこと。
3. 当初計画である「20年の研究期間」を遵守すること。また、終了年度を明らかにすること。
4. 「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」にもとづき、北海道内のすべての自治体に対して、最終処分地の候補地選定に向けた「文献調査」の申し入れは行わないこと。